

岐阜県公報

第 二 千 七 号
平成二十年十二月十二日 (金曜日)

目次

告 示

○医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課) 八二三 ^{ページ}
○指定医療機関の廃止の届出	(同) 八二四
○指定医療機関の名称変更の届出	(同) 八二五
○医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同) 八二六
○介護扶助及び介護支援給付を担当させる機関の指定	(同) 八二六
○指定介護機関の廃止の届出	(同) 八二〇
○保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課) 八二二
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(同) 八二三
○道路の区域変更	(道路維持課) 八二四
公 示	
○特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課) 八二六
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同) 八二六
○大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(商業流通課) 八二六
○飼料の試験結果	(畜産課) 八二七
○市営土地改良事業の換地計画の適当の決定	(農地計画課) 八二九
○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	(都市政策課) 八二九
○土地改良区役員の退任及び就任	(岐阜農林事務所) 八三〇
○駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施	(交通指導課) 八三二

告 示

岐阜県告示第七百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
松井小児内科医院	医療法人松井小児内科医院	土岐市泉大島町二一七	平成二〇・八・一
ほさか 歯 科	医療法人ほさか	揖斐郡大野町大字黒野山落八〇一六	同
クオールみどり薬局	クオール株式会社	美濃加茂市峰屋町上峰屋三五五一六〇	同
ミュウデンタルクリニック	室 三 之	本巣市政田上市場一四〇四番地リオウエルネスモール2階	平成二〇・九・一
医療法人葵鐘会「ズベルクリニック」	医療法人葵鐘会	可児市下恵土野林二九七五一	同

スギ薬局 穂積店	スギ薬局 可児店	スギ薬局 鵜沼三ツ池店	スギ薬局 各務原店	スギ薬局 美濃加茂店	スギ薬局 舟橋店	スギ薬局 羽島正木店	スギ薬局 関店	スギ薬局 多治見南店	スギ薬局 多治見店	スギ薬局 中野店	スギ薬局 荒川店	平成調剤薬局 関住吉店	ジャスコ 各務原店 薬局	ジャスコ 大垣店 薬局	花の木 歯科 クリニッ	森デンタル クリニッ
株式会社スギ薬局	株式会社スギ薬局	株式会社スギ薬局	株式会社スギ薬局	株式会社スギ薬局	株式会社スギ薬局	株式会社スギ薬局	株式会社スギ薬局	株式会社スギ薬局	株式会社スギ薬局	株式会社スギ薬局	株式会社スギ薬局	シマシンファーマ株式会社	イオンリテール株式会社	イオンリテール株式会社	町野 敦	森 智 浩
瑞穂市稲里下通六八一	可児市下恵土字針田四一三五番地	各務原市鵜沼三ツ池町五一九八―一	各務原市蘇原花園町二一六	美濃加茂市古井町下古井字神明堂二七四七―六	羽島市舟橋町一一	羽島市正木町大字曲利一〇六八番地	関市倉知字祭場下四二三番地	多治見市三笠町一―八一	多治見市住吉町一―一一	大垣市中野町三―四	大垣市荒川町森元四一七一	関市住吉町二五―二	各務原市那加萱場町三―八	大垣市外野二―一〇〇	恵那市長島町永田四七三―五	羽島郡笠松町田代字天神一九〇―四
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
スギ薬局 海津店	スギ薬局 岐南店	スギ薬局 垂井店	スギ薬局 関ヶ原店	スギ薬局 安八店	スギ薬局 揖斐川店	ふくい内科 クリニッ	kagayaki clinic 中村整形外科	うえだ整形外科	加藤 歯科 医院	あやの 歯科	中部薬品 高山西薬局	かわむら薬局 唐栗店	ささゆり薬局 松坂店			
株式会社スギ薬局	株式会社スギ薬局	株式会社スギ薬局	株式会社スギ薬局	株式会社スギ薬局	株式会社スギ薬局	福井 清 司	中村 俊 之	上田 剛	加藤 敬 三	伊 藤 誠	中部薬品株式会社	株式会社棚瀬調剤	有限会社エスエ			
海津市海津町馬目西方三六五―一	羽島郡岐南町八剣二―三六	不破郡垂井町追分二二八六―一	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字西野二五七二―一	安八郡安八町大字大明神字宮裏一九二―五	揖斐郡揖斐川町三輪白石二〇―一	多治見市松坂町一―一五	各務原市蘇原花園町三―四―一	多治見市松坂町一―一五	多治見市山下町二〇番地	大垣市綾野六―一八―一三	高山市上岡本町二―四五二―二	瑞穂市唐栗二七五―三	多治見市松坂町一―一五			
同	同	同	同	同	同	平成二〇・一	同	同	同	同	同	同	同			

岐阜県告示第七百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の

二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
松井小児・内科	松井寛雄	土岐市泉大島町二一七	平成〇・八・一
ほさか歯科	保坂松治	揖斐郡大野町大字黒野山落八〇一六	同
ローズベルクリニッ	三井 崇	可児市下恵土野林二九七五一一	平成〇・九・一
ジャスコ大垣店薬局	イオン株式会社	大垣市外野二一〇〇	同
ジャスコ各務原店薬局	イオン株式会社	各務原市那加萱場町三八	同
平成調剤薬局関住吉店	株式会社平成調剤薬局	関市住吉町二五一一	同
株式会社スギ薬局荒川店	株式会社スギ薬局	大垣市荒川町森元四一七	同
株式会社スギ薬局中野店	株式会社スギ薬局	大垣市中野町三十四	同
株式会社スギ薬局多治見店	株式会社スギ薬局	多治見市住吉町一一一	同
株式会社スギ薬局多治見南店	株式会社スギ薬局	多治見市三笠町一一八一	同
株式会社スギ薬局関店	株式会社スギ薬局	関市倉知字祭場下四二三番地	同
株式会社スギ薬局羽島正木店	株式会社スギ薬局	羽島市正木町大字曲利一〇六八番地	同
株式会社スギ薬局舟橋店	株式会社スギ薬局	羽島市舟橋町一一	同
株式会社スギ薬局美濃加茂店	株式会社スギ薬局	美濃加茂市古井町下古井字神明堂二七四七一六	同

株式会社スギ薬局各務原店	株式会社スギ薬局	各務原市蘇原花園町二一六	同
株式会社スギ薬局鶴沼三ツ池店	株式会社スギ薬局	各務原市鶴沼三ツ池町五一九八一	同
株式会社スギ薬局可児店	株式会社スギ薬局	可児市下恵土字針田四一三五番地	同
株式会社スギ薬局穂積店	株式会社スギ薬局	瑞穂市稲里下通六八一	同
株式会社スギ薬局海津店	株式会社スギ薬局	海津市海津町馬目西方三六五一一	同
株式会社スギ薬局岐南店	株式会社スギ薬局	羽島郡岐南町八剣二一三六	同
株式会社スギ薬局垂井店	株式会社スギ薬局	不破郡垂井町迫分二二八六一	同
株式会社スギ薬局関ヶ原店	株式会社スギ薬局	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字西野二五七二一一	同
株式会社スギ薬局安八店	株式会社スギ薬局	安八郡安八町大字大明神字宮裏一九二一五	同
株式会社スギ薬局揖斐川店	株式会社スギ薬局	揖斐郡揖斐川町三輪白石二〇一一	同
加藤 歯科 医院	加藤 恒 明	多治見市山下町二〇番地	平成〇・一〇・一
かわむら薬局唐栗店	有限会社かわむら薬局	瑞穂市唐栗字小林二七五	同

岐阜県告示第七百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の名称を変更した旨届出があったので、同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	変 更 年 月 日
新 医療法人祥仁会 安八診療所	安八郡安八町南今ヶ渕二 七〇―二		平成二〇・九・一
旧 医療法人祥仁会 安八クリニツク			
新 辻 中 眼 科	医療法人元樹会	海津市平田町今尾二九三 三	同
旧 辻 中 医 院			
新 大垣さくらフア ミリークリニツ ク	大垣市築捨町五―五九―		平成二〇・一
旧 たかはしクリニ ツク	平 岡 敬 正		

岐阜県告示第七百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称
生活共同組合コープぎふ	各務原市鵜沼各務原町一―四―一	通所介護	コープデイサービス蘇原
生活共同組合コープぎふ	各務原市鵜沼各務原町一―四―一	介護予防通所介護	コープデイサービス蘇原
有限会社いろは調剤	中津川市落合九八六―五	居宅療養管理指導	いろは薬局
有限会社いろは調剤	中津川市落合九八六―五	介護予防居宅療養管理指導	いろは薬局
有限会社いろは調剤	中津川市落合九八六―五	介護予防居宅療養管理指導	いろは薬局

第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第十二条の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
「夢ごこち」	長谷川 美 和	瑞浪市土岐町六九四六―一	平成二〇・八・三

岐阜県告示第七百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

指定居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
各務原市蘇原熊田町三―一―一	平成二〇・九・一
各務原市蘇原熊田町三―一―一	同
各務原市蘇原熊田町三―一―一	同
中津川市落合九八六―五	同
中津川市落合九八六―五	同
中津川市落合九八六―五	同

株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一八四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局 中野店	大垣市中野町三十四	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一八四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局 中野店	大垣市中野町三十四	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一八四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局 荒川店	大垣市荒川町字森元四一七	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一八四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局 荒川店	大垣市荒川町字森元四一七	同
社会福祉法人吉田会	養老郡養老町押越八八七番地	介護予防 通所介護	デイサービスセンター幸の郷	養老郡養老町押越八八七番地	同
社会福祉法人吉田会	養老郡養老町押越八八七番地	通所介護	デイサービスセンター幸の郷	養老郡養老町押越八八七番地	平成二〇・二〇・一
株式会社吉川組	多治見市明和町二一五〇	介護予防 訪問介護	おあしすデイサービスセンター	多治見市明和町二一五〇ラ・ポールめいわ一階	同
株式会社吉川組	多治見市明和町二一五〇	訪問介護	訪問介護 コミケア	多治見市明和町二一五〇ラ・ポールめいわ二〇五号	同
医療法人社団崇仁会	養老郡養老町船附字中代一三四四番地	介護予防 居宅療養 管理指導	船戸外科内科クリニック	養老郡養老町船附字中代一三四四番地	同
医療法人社団崇仁会	養老郡養老町船附字中代一三四四番地	居宅療養 管理指導	船戸外科内科クリニック	養老郡養老町船附字中代一三四四番地	同
社会福祉法人 福祉協議会	大垣市馬場町一二四番地	介護予防 通所介護	福祉の館デイサービス下山	大垣市上石津町下山五三〇一	同
社会福祉法人 福祉協議会	大垣市馬場町一二四番地	通所介護	福祉の館デイサービス下山	大垣市上石津町下山五三〇一	同
有限会社 吉良見ライフサ ービス	恵那市明智町吉良見九〇三一一	認知症対 応型共同 生活介護	グループホーム きらみの憩	恵那市明智町吉良見四七二二三	同
有限会社 吉良見ライフサ ービス	恵那市明智町吉良見九〇三一一	認知症対 応型共同 生活介護	グループホーム きらみの憩	恵那市明智町吉良見四七二二三	同

株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	居宅療養管理指導	スギ薬局多治見店	多治見市住吉町一―一	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局多治見店	多治見市住吉町一―一	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局多治見南店	多治見市三笠町一―八	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局多治見南店	多治見市三笠町一―八	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局関店	関市倉知字祭場下四二 三番地	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局関店	関市倉知字祭場下四二 三番地	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局羽島正木店	羽島市正木町大字曲利 一〇六八番地	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局羽島正木店	羽島市正木町大字曲利 一〇六八番地	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局舟橋店	羽島市舟橋町一―番地	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局舟橋店	羽島市舟橋町一―番地	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局美濃加茂店	美濃加茂市古井町下古 井字神明堂二七四七― 六	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局美濃加茂店	美濃加茂市古井町下古 井字神明堂二七四七― 六	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局各務原店	各務原市蘇原花園町二 ―一六	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局各務原店	各務原市蘇原花園町二 ―一六	同

株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	居宅療養管理指導	スギ薬局 鶴沼三ツ池店	各務原市鶴沼三ツ池町五―一九八―一	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防居宅療養管理指導	スギ薬局 鶴沼三ツ池店	各務原市鶴沼三ツ池町五―一九八―一	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防居宅療養管理指導	スギ薬局 可児店	可児市下恵土字針田四一三五番地	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防居宅療養管理指導	スギ薬局 可児店	可児市下恵土字針田四一三五番地	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防居宅療養管理指導	スギ薬局 穂積店	瑞穂市稲里中通六八一番地	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防居宅療養管理指導	スギ薬局 穂積店	瑞穂市稲里中通六八一番地	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防居宅療養管理指導	スギ薬局 海津店	海津市海津町馬目西方三六五―一	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防居宅療養管理指導	スギ薬局 海津店	海津市海津町馬目西方三六五―一	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防居宅療養管理指導	スギ薬局 岐南店	羽島郡岐南町八剣二―三六	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防居宅療養管理指導	スギ薬局 岐南店	羽島郡岐南町八剣二―三六	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防居宅療養管理指導	スギ薬局 垂井店	不破郡垂井町追分二―三八六	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防居宅療養管理指導	スギ薬局 垂井店	不破郡垂井町追分二―三八六	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防居宅療養管理指導	スギ薬局 関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字西野二五七二―一	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一―八―四	介護予防居宅療養管理指導	スギ薬局 関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字西野二五七二―一	同

株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一八四	居宅療養管理指導	スギ薬局安八店	安八郡安八町大字大明神字宮裏一九二一五	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一八四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局安八店	安八郡安八町大字大明神字宮裏一九二一五	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一八四	居宅療養 管理指導	スギ薬局掛斐川店	掛斐郡掛斐川町三輪白石二〇一一番地	同
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一八四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局掛斐川店	掛斐郡掛斐川町三輪白石二〇一一番地	同
株式会社トラエント	大垣市見取町三十八	居宅介護 支援事業	いきいきケアマネセンター	大垣市見取町三十八	同
株式会社ジ阿斯	瑞穂市穂積一八四	福祉用具 貸与	株式会社ジアスケアショッ プエス・オー・エス	瑞穂市穂積一八四	同
株式会社ジ阿斯	瑞穂市穂積一八四	特定福祉 用具販売	株式会社ジアスケアショッ プエス・オー・エス	瑞穂市穂積一八四	同
株式会社ジ阿斯	瑞穂市穂積一八四	介護予防 福祉用具 貸与	株式会社ジアスケアショッ プエス・オー・エス	瑞穂市穂積一八四	同
株式会社ジ阿斯	瑞穂市穂積一八四	特定介護 予防福祉 用具販売	株式会社ジアスケアショッ プエス・オー・エス	瑞穂市穂積一八四	同
株式会社せいぶ介護センタ	大垣市島町二四九一	訪問介護	せいぶ訪問介護事業所	大垣市島町二四九一	同
株式会社せいぶ介護センタ	大垣市島町二四九一	介護予防 訪問介護	せいぶ訪問介護事業所	大垣市島町二四九一	同

岐阜県告示第七百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃

止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

社会福祉法人養寿会
 養老郡養老町柏尾四六
 三十一
 居宅介護
 支援事業
 白鶴荘在宅介護支援センタ
 養老郡養老町柏尾四六
 三十一
 平成二〇・九・一

有限会社アルファメディカ
 海津郡平田町今尾一六
 〇〇一
 居宅療養
 管理指導
 かいづ調剤薬局
 海津郡平田町今尾一六
 〇〇一
 同

岐阜県告示第七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市宮川町塩屋字七ノ洞五二六、五二八、五二九、五四六、五五五、字洞口五五六、五五七の一、五五七の四、五五七の五、五五八から五七一まで、五七五から五七七まで、五七九の一、字砂田六五八の一、六六〇の一、六六四、宮川町山之山下平一、二、字ヌケド一三四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町上野字西広尾二五二の二、字門ヶ谷二一六三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡揖斐川町春日六合字向山三四四六の二
- 二 指定の目的

- ### 三 土砂の流出の防備 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡揖斐川町春日六合字若土四三九の一・四三九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る）、四三四から四三六まで、四四〇
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

- ## (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ## (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町赤河字西小倉二四一の一の二の一の一の一、二四一の一
六、一四一一の一七、一四一一の三八

- ## 二 指定の目的

- ## 土砂の崩壊の防備

- ### 三 指定施業要件

- ## (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に

備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大野郡白川村大字鳩谷字ツナド六五五の一、字千山七八二の八、七八二の九、七八

二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

岐阜県告示第七百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜市大字上土居字戸石九六四の二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

岐阜県告示第七百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市上宝町学生茂字大木場六二五の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日川合字尾又東平三八九九の二九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡池田町宮地字三ツツ谷一一の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十二月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県指斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
一般国道		三百三十三号		揖斐郡揖斐川町三輪字白石二〇〇九番地先から同郡同町大字大北二一六〇番地先まで		後		前		七・二 二五・八		一七三・五	

岐阜県告示第七百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十二月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
				飛騨市宮川町小豆沢字ほき口一九三番一地先から同市同町杉原字かせが花三番三地先まで		前 A		五・五 五〇・〇		一〇六・〇		A、E、D及び関係図面に示す敷地の	

一般国道		三百六十号		飛騨市宮川町小豆沢字ほき口一九三番一地先から同市同町同字林ごろ三三八番地先まで		後		前		五・五 四〇・〇		四二・〇		分をいう。A及びEを分割する。	
				同市同町杉原字かせが花三番三地先まで		E		D							

岐阜県告示第七百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十二月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
				飛騨市宮川町小豆沢字ほき口一九三番一地先から同市同町杉原字かせが花三番三地先まで		前 B		二・〇 五五・五		二四八・〇		B、C、D、E及び関係図面に示す敷地のうち、	
				同市同町桑野字下ノ平六四一番地先まで		C		九・二 一七・〇		一六二・〇			
				飛騨市宮川町小豆沢字ほ		前							

公 示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道 三百六十号			
き口一九三番一地先から 同 市同 町同 字林 ごろ三一八番地先まで	飛騨市宮川町小豆沢字林 ごろ三一八番地先から せが花三番三地先まで	同 市同 町同 字林 ごろ三一八番地先から せが花三番三地先まで	同 市同 町同 字林 ごろ三一八番地先から せが花三番三地先まで
D	後C	B	E
三〇〇 三六〇	九二 一七〇	二〇〇 五五・五	五・五 四〇・〇
四二・〇	一六二・〇	二四六・〇	二〇二・四・〇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十一月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人中部生活環境調査センター
- 三 代表者の氏名 土井 清二
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県加茂郡白川町三川一二七〇番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、職場や住宅など生活に関わるさまざまな困りごとや、問題に対して、その原因を調査、解明して、最適な対処方法などの提案や勉強に関する事業を行い、多くの人たちに對しその知識を広め、安心して快適な生活環境づくりに寄与することを目的とします。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十一月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人21世紀生涯現役プロジェクト
- 三 代表者の氏名 若尾 文尚
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児郡御嵩町御嵩三一九番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、中高齢者に対して健康づくりや職業能力の開発を通じて、地域社会の雇用機会の拡充に貢献する事業を行い、定年退職者等のセカンドライフの生きがいづくりに寄与することを目的とする。

○大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十年十二月十二日から四月間岐阜県産業労働観光部商業

流通課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年十一月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

谷口寛臣

三 建物の名称及び所在地

(仮称) ケーズデンキ下呂パワフル館

下呂市萩原町中呂一七一九 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十一年七月二十九日

五 店舗面積

一、八八六平方メートル

六 駐車場の収容台数

一〇五台

七 荷さばき施設の面積

一一五平方メートル

○飼料の試験結果

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十年九月及び十月に収去させた飼料の試験の結果の概要を公表する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

収去番号	製造事業場等の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 月 日	分 析 結 果 の 概 要					
					粗たん 白質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシ ウム %	リン %
18	亀屋商事株式会社工場 岐阜県岐阜市三宅9丁目189番 地	岐阜県羽島郡岐阜市三宅 9丁目189番地	亀印配合飼料 幼すう用	H20. 9	20.0	5.0	3.4	6.3	1.28	0.72
19	亀屋商事株式会社工場 岐阜県羽島郡岐阜市三宅9丁目 189番地	岐阜県羽島郡岐阜市三宅9丁目 189番地	肥育用	H20. 9	13.3	3.2	2.4	3.5	0.53	0.41
20	亀屋商事株式会社工場 岐阜県岐阜市三宅9丁目189番 地	岐阜県羽島郡岐阜市三宅 9丁目189番地	A—8	H20. 9	17.5	5.8	2.3	12.6	8.24	0.51
21	亀屋商事株式会社工場 岐阜県岐阜市三宅9丁目189番 地	岐阜県羽島郡岐阜市三宅 9丁目189番地	亀印配合飼料 大すう用	H20. 9	15.0	4.5	2.7	5.9	1.29	0.68
	全国酪農飼料株式会社東海工場	恵那市長島町永田4438—								

22	愛知県碧南市玉津浦町2番地の8	4	全齢育成後期	H20. 9	17.8	3.2	6.3	6.6	0.90	0.82	
23	全国酪農飼料株式会社東海工場 愛知県碧南市玉津浦町2番地の8	恵那市長島町永田4438—4	こだわりの肥育後期	H20. 9	13.0	2.9	4.3	4.1	0.62	0.47	
24	全国酪農飼料株式会社東海工場 愛知県碧南市玉津浦町2番地の8	恵那市長島町永田4438—4	ぎふスベシヤル	H20. 9	17.1	3.9	4.7	5.1	0.86	0.63	
25	協同飼料株式会社名古屋工場 愛知県名古屋港区船見町19番地	高山市丹生川町	ノーサン印効肉用牛育成用・ 肉用牛肥育用配合飼料 わか うし育成	H20. 9	16.2	4.2	6.2	5.2	0.65	0.68	
26	協同飼料株式会社名古屋工場 愛知県名古屋港区船見町19番地	高山市丹生川町	ノーサン印肉用牛肥育用配合 飼料 高山ビーフ	H20. 9	12.5	3.0	3.9	3.2	0.23	0.43	
27	協同飼料株式会社名古屋工場 愛知県名古屋港区船見町19	高山市丹生川町	ノーサン印肉用牛肥育用配合 飼料 ひだサングレーヴ	H20. 9	11.5	3.5	5.4	2.6	0.18	0.37	
28	協同飼料株式会社名古屋工場 愛知県名古屋港区船見町19番地	高山市丹生川町	ノーサン印肉用牛肥育用配合 飼料 飛驒ビーフ後期	H20.10	12.0	3.2	3.8	3.0	0.15	0.45	
29	清水港飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市東深芝4番8	高山市丹生川町町方190番地	オールインワン 和牛繁殖	H20. 9	14.1	2.6	7.2	6.8	1.30	0.44	
30	協同飼料株式会社名古屋工場 愛知県名古屋港区船見町19	高山市丹生川町町方190番地	オールインワン 前期	H20.10	14.7	2.5	6.3	7.2	1.35	0.51	
31	中部飼料株式会社本社工場 愛知県知多市北浜町14番地6	高山市間屋町57番地	ブル中印若令牛育成用配合飼 料 αブローラー	H20.10	15.4	3.1	6.1	5.6	0.87	0.49	
32	中部飼料株式会社本社工場 愛知県知多市北浜町14番地6	高山市間屋町57番地	ブル中印肉牛用配合飼料 き らめき仕上	H20. 9	13.6	4.9	5.5	3.5	0.20	0.53	
33	中部飼料株式会社本社工場 愛知県知多市北浜町14番地6	高山市間屋町57番地	ブル中印肉牛用配合飼料 き らめき	H20.10	15.0	4.7	7.6	3.6	0.20	0.55	
34	中部飼料株式会社本社工場 愛知県知多市北浜町14番地6	高山市間屋町57番地	ブル中印若令牛育成用及び肉 用牛繁殖用及び乳肉牛用配合 飼料 きらめきRM腹つくり	H20. 9	17.4	3.2	9.4	7.0	0.57	0.51	
35	IA東日本くろあい飼料株式会 社知多工場 愛知県知多市北浜町16番地	高山市国府町三日町37番地	くろあい配合飼料 新ひだつ こG	H20. 9	17.4	2.8	8.1	6.5	1.12	0.49	
36	IA東日本くろあい飼料株式会 社知多工場 愛知県知多市北浜町16番地	高山市国府町三日町37番地	くろあい配合飼料 飛驒牛繁 殖用新れんさん	H20. 9	16.8	3.3	5.8	5.6	0.87	0.65	

37	IA東日本くろあい飼料株式会社知多工場 愛知県知多市北浜町16番地	高山市国府町三日町37番地	くろあい配合飼料 肥育に一番	H20. 9	11.8	2.5	6.7	3.1	0.29	0.36
38	IA東日本くろあい飼料株式会社知多工場 愛知県知多市北浜町16番地	高山市国府町三日町37番地	くろあい配合飼料 ハイ・コーンソラレークアルファ	H20. 9	10.3	3.4	4.7	2.5	0.12	0.34
39	IA東日本くろあい飼料株式会社知多工場 愛知県知多市北浜町16番地	高山市国府町三日町37番地	くろあい配合飼料 ほいくの健ちゃん	H20. 9	19.8	3.0	4.2	5.1	0.82	0.50
40	日本農産工業株式会社知多工場 愛知県知多市北浜町13番地3	高山市山口町	ノーサン肉豚肥育用配合飼料 肉豚ベレット	H20.10	14.9	4.4	3.1	4.2	0.76	0.53

○市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、下呂市営土地改良事業久津地区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十年十二月十二日から
平成二十一年一月二十日まで

二 縦覧場所

下呂市役所萩原庁舎

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市土岐津町の一部（土岐市北部第4―2地区）

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（土岐津町の一部）の地籍図
岐阜県土岐市（土岐津町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年十二月十二日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市土岐津町の一部（土岐市北部第4―3地区）

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（土岐津町の一部）の地籍図

岐阜県土岐市（土岐津町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年十二月十二日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞穂市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞穂市中宮の一部（中宮）

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞穂市（中宮の一部）の地籍図

岐阜県瑞穂市（中宮の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年十二月十二日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市神岡町横山の一部（横山Ⅰ）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市（神岡町横山の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市（神岡町横山の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年十二月十二日

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所

岐阜市方 良区 土改	平成 三〇・六・三	理事	大野 巖	岐阜市石谷	五〇七番地一
		同	野々村 政幸	同	三八五番地
		同	野々村 泰司	同	五二八番地二
		同	大澤 道司	同	一五二二番地四
		同	小枝 廣夫	岐阜市安食	二丁目二二番地
		同	加藤 一男	同	二五〇番地
		同	玉井 淳一	同	九四五番地
		同	小枝 時夫	同	一五七番地二
		同	野々村 孝	岐阜市村山	一七八二番地
		同	野々村 邦彰	同	一七二七番地
		同	小森 義行	同	二三五番地
		同	豊吉 邦雄	岐阜市岩利	四二四番地
		同	佐藤 實	同	一八番地
		同	堀口 恭義	同	六丁目八八番地
		同	桐山 三郎	同	八六六番地四
		同	部田 正孝	岐阜市佐野	三六五番地
		監事	野久 信雄	同	五二三番地
		同	林 岩夫	同	二二八番地
		同	島 崎 孝	同	三四七番地二
岐阜市方 良区 土改	平成 三〇・六・三	役名	氏 名	住 所	
		理事	大野 巖	岐阜市石谷	五〇七番地一
		同	野々村 政幸	同	三八五番地
		同	野々村 泰司	同	五二八番地二
		同	野々村 集	同	一五三三番地二
		同	小田 和雄	岐阜市安食	四一一番地

- 受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで
講習時間 午前九時から午後五時四十分まで
(二) 第二日
平成二十一年二月四日(水)
受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで
講習時間 午前九時から午後五時四十分まで
(三) 第三日(修了審査)
平成二十一年二月十日(火)
受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで
審査時間 午前九時から午前十時まで
- 2 講習の場所
岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階2A会議室
- 3 受講定員
三十人
- 4 受講申込受付期間
平成二十一年一月十三日(火) から一月二十三日(金) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで
- 5 受講申込先
岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課
- 6 提出書類等
(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書(以下「受講申込書」といいます。)
(二) 受講申込書にちよう付する写真一枚(受講申込み前六か月以内に撮影した無帽正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)
- (三) 収入証紙納付書
- 7 講習手数料
一九、〇〇〇円(岐阜県収入証紙により納入)
- 8 受講申込方法
(一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内各警察署交通課にて受講申込書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。
(二) 受講申込書に写真をちよう付してください。

- (三) 収入証紙納付書に一九、〇〇〇円分の岐阜県収入証紙をちよう付してください(消印しないこと)。
- (四) 受講申込書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、一五の受講申込先に受講者本人が直接持参して申し込んでください。
- (五) 申込みの際、受講者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書)を提示してください。
- 9 その他
(一) 郵便又は信書便による申込みは、受け付けません。
(二) 一旦納入した講習手数料は、還付しません。
(三) 受講申込者数が定員に達した場合、受付を終了します。
(四) 講習及び修了審査ともに、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具を持参してください。また修了審査日には、印鑑(認印)を持参してください。
(五) 二日間(十四時間)の講習を受講後、修了審査(一時間)に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。
- 二 駐車監視員資格同等認定審査
- 1 認定審査の期日及び時間
平成二十一年二月十日(火)
受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで
審査時間 午前九時から午前十時まで
- 2 認定審査の場所
岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階2A会議室
- 3 認定審査受検資格
次のいずれかに該当する者であること。
(一) 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して三年以上である者
(二) 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して五年以上である者
(三) (一)又は(二)に掲げる者と同等の経歴を有する者
- 4 申請受付期間
平成二十一年一月十三日(火) から一月二十三日(金) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

5 申請先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

6 提出書類等

(一) 認定申請書

(二) 認定申請書にちよう付する写真一枚(申請前六か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)

(三) 二・三のいずれかに該当することを証する書面

(四) 収入証紙納付書

7 認定手数料

四、五〇〇円(岐阜県収入証紙により納入)

8 申請方法

(一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内各警察署交通課にて認定申請書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。

(二) 認定申請書に写真をちよう付してください。

(三) 収入証紙納付書に四、五〇〇円分の岐阜県収入証紙をちよう付してください(消印しないこと)。

(四) 認定申請書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、二五の申請先に申請者本人が直接持参して申請してください。

(五) 申請の際、申請者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書)を提示してください。

9 その他

(一) 郵便又は信書便による申請は、受け付けません。

(二) 一旦納入した認定手数料は、還付しません。

(三) 認定審査には、駐車監視員資格者認定審査受検票、筆記用具及び印鑑(認印)を持参してください。

(四) 認定審査に合格した者に対して認定書を交付します。

三 注意事項

1 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者のうち法第五十一条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、別途駐車監視員資格者証の交付申請をする必要があります。

2 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、法第五十一条の十三第一項第二号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

3 駐車監視員資格者証の交付を受けても、法第五十一条の八第一項の規定により確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動することはできません。

四 講習及び審査に関する問い合わせ先

岐阜県警察本部交通部交通指導課

電話〇五八―二七一―二四二四 内線五二二四

平成二十年十二月十二日印刷
平成二十年十二月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者
印刷所
定価
（送料共）
（消費税二、二八六円を含む）

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
四八、〇〇〇円
岐阜飯尾
岐阜文芸社